

昭和三十一年十二月十四日

財團法人人口問題研究會
人口對策委員會第七回總會
會議事速記錄

財團法人
人口問題研究會

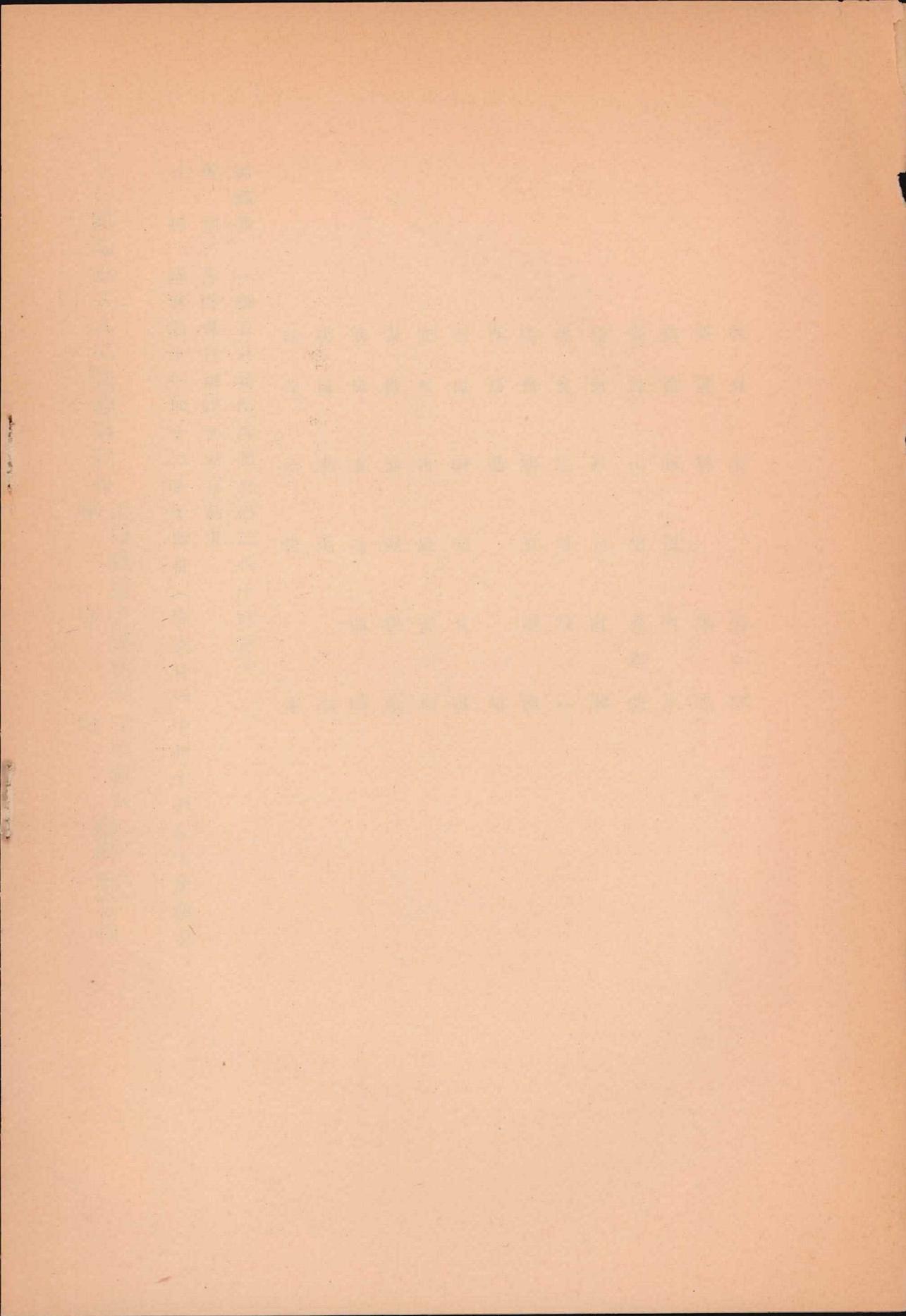
財團法人人口問題研究會

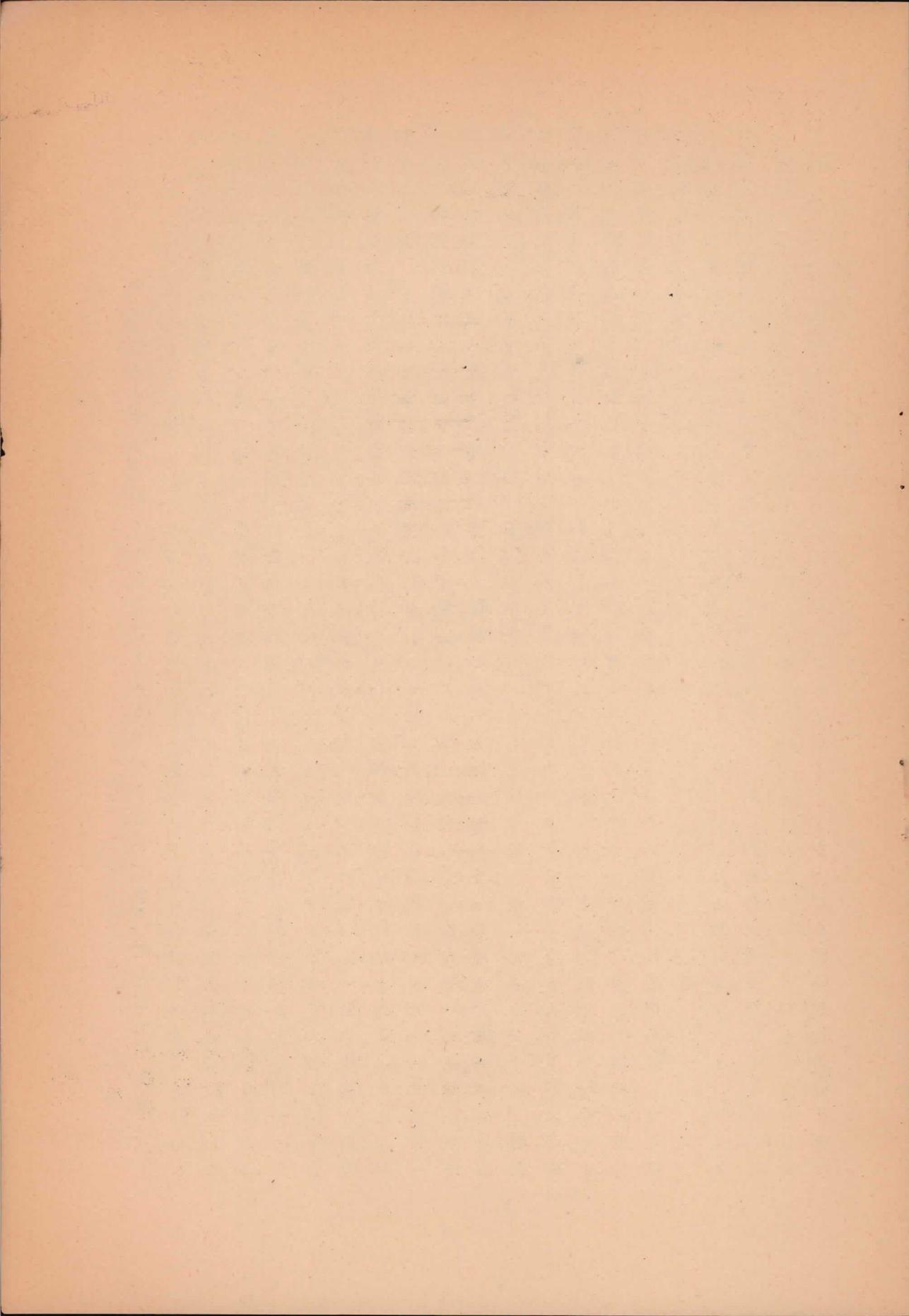
理 事 會 人 口 對 策 委 員 會 第 七 回 總 會

議 事 速 記 錄

日 時 所 在 地
昭和三十一年十二月十四日（金曜日）午前十時三十分開會
三和銀行新橋支店會議室
出席者（委任狀提出者床次徳二外十六名）

委員長
永那本岡古北
井須多岡屋崎
田中谷原尾
亮恵邦篤寅信琢
三太郎
亭皓雄規逸雄一磨穂雄
郎海三郎





もう一つ、内容に入る前にお断り申し上げておきたいことは、この前ここで御決議いた
だいた、「今後の人口と就業」が、具体的な資料をして問題の所在並びにその要点を語らし
めるというやり方で全体が作り上げられておるわけではありませんが、今回の場合も抽象的な
議論によらないで、可能なる限り具体的なデータによつて一応明らかにするという方法を
とつたのであります。ところが、委員会で議論しておる際には委員の皆様方に中間的にガ
リ版刷りで統計表を差し上げて見ていただいたのであります。まとめてこの案につける
ことが間に合いませんでした。もし幸いに御採択になつて、この決議が一つの正式の研究
会の決議になつて外部に発表される際には、その付属統計表を必ずつける建前になつてお
りますので、これもはなはだ略議で今日お目にかけられないのは申しわけないのですが、
が、印刷が間に合わなかつた点を御了承いただいて、お許しをいただきたいと思います。
内容の説明に入ります。今回の案は大体四つの部分にわかれています。第一の部分は
ブリアンブルと申すべきもので、第二の部分は、これを第1部と申しておりますが、潜在
失業と考えられるような問題が現在どのような状態になつておるだろうかという点の指摘
であります。第三の部分は、第2部として書かれておりますが、ここでは対策が緊急のこ
とと考えられるのではないかという点を、やはり具体的に数点掲げた。最後の第四の部分
は、第3部として、それを前提にして一応あげられるところの緊急対策を中心にして対策
を掲げております。

おえがきの部分は、大体三つから成り立つておると見ていいかと思います。というのは、
この案の前提になるのは、申すまでもなく、研究会が前回に御決議になつたところの人口
と就業に対する対策、この決議によつて、それから多少こまかな点に入つたものであります
から、その決議の後、状態がどうなつておるかということを、ごく概略最初に掲げたの

であります。若干の見通しを前回の決議で述べておるわけではありませんが、それが大体その通りなつておる。しかもわれわれが豫想した以上の就業増加があつて、その就業増加の非常に多くの部分は潜在失業的なものではなかろうかと云うことが推察される。これが第一点。

第二点は、潜在失業とはどういうものだらうかと云う議論のようなものであります。ここで潜在失業と考えておるのはごく太ざつぱに言つていわゆる失業であるそれは形から言えば確かに就業であるけれども、今日の完全な就業状態といふ考え方から見るとむしろ失業に近いのではないか。のみならず、わが国において完全な失業者だけを見ると意外に少い。もしこの通りであるならば大変喜ぶべきことであるけれども、やはり非常に多くの就業部門には失業と同じような低位の就業が沢山あると考へられている。これは實際は政治的というか、そういう面から考へると、それは一応就業として済んでおるのだから、ほつかぶりすればそれで済むものであるかもしれません、やはり日本の人口と就業の問題を考えると、そういう潜在失業と考えられるようなものの中にこそわれわれが現在の段階で取上げて、むずかしくとも一応取つ組んでみなければならぬ問題があるのでないかと云ふことを考へました。

第三は、現在の日本が臨んでおるところの状態を考へてみると、このような潜在失業と私どもが考へておるものは必ずしも今日に始まつたことではない。しかし現在の日本の段階では、自立經濟のために國民經濟のあらゆる面が動かされなければならぬ。このよくなきにこのような就業があることは、いろいろな食い違いをそこに起すのみならず、昭和五、六年ごろと違つてそれが大きな不安のもとにならないとも限らないのではないかといふことが考えられるので、そのような点をあげたわけであります。いわば全体として前の決議との結びつき、それからこれはあとで決議に出ることでありますけれども、全体

的潜在失業の問題をここに取上げるといふことの一端の作文であります。

そのような前提で本題に入るわけであります、現在日本ではどのような場所で潜在失業があるであろうかと見えてみると、まず日本で一番よく言われたのは農業における潜在失業であります。その部門における潜在失業は減つてはいないのであるけれども、昭和五、六年ごろのようすに潜在失業の一種の貯水池といふような役目は、もう今日の農村はしない段階に近づいているのではないか、それが第一点。第二点は、そのような農業の傾向に対して、現在私どもが見ておる潜在失業の主要な部分はむしろ都市において見られるのではなかろうか。従つて、かつて農村に潜在失業が分散されていた当時に比べると、潜在失業と考えられるものがいわば集積された形で集中して存在する、そういう形をとるがごとき情勢にあります。これはちょうど一九二〇年代の英國の失業問題が、二〇〇万前後の失業が英國全土に分散しておればあれだけ問題にならなかつたかもしれないが、かつての英國のバツク・ボーンと言われた北部イングランド炭鉱、また木綿工業を中心にしたそこに集中的に現われたことが、非常に大きな問題にならざるを得なかつた大きな原因ではないか。こういうことを考え合せると、量的に大きな潜在失業が都市に滞留するといふ事実が加わると、潜在失業問題が性質的には二〇年前と同じであるかも知れないが、一つの問題の力としてはなかなか無視できない形になりつつあるのではないかと思ひます。次に、最近は二〇年前と違つて、潜在失業を私どもが考えるのに非常に手がかりになるいろいろな調査統計が公表されるようになつてきているけれども、そういうもので二、三を見てみると、非常な短時間就業者、それから長時間就業者がふえていくことが一つ。それから年平均して最近数年間一二〇万内外の増加就業者がいるわけであります、その過半が統計によつてわかるように、非農林部門の零細自営業であります。低賃金の零細自営業、

特に商業及びサービス業への就業が非常に多い。また学校卒業者の就業状況を見ても、中学生卒業者では小工業の工員になる者が非常に多い。ことにまた失業対策審議会も最近大変問題にしておるようありますけれども、臨時の雇用の場として考えられた失業対策の例の日雇い労働者が、むしろだんだんと常態化している。恒久的な働き場になりつつある。また部分的に個々の産業などを見てみると、家内工業あるいは零細な小工場というような所の非常に低い労働条件で働いている人々の実態がだんだんと明らかになつております。のみならず、この大づかみに見た産業内部におけるいわゆる賃金格差が、その開きを縮小する傾向をなかなか示さない。そうしていわゆる低所得就業者が非常な数になりつづある。つまり労働市場というものが最近はますます窮屈になつてゐるようあります。今後十数年、最も生産年齢人口の増加の圧力の強い時期を考えてみると、その時期においてはこの問題はますます大きくなるのではなかろうかと考えられるのであります。

そこで、対策が緊急に必要であるという点を次に述べてあります。今日潜在失業に対する対策を立てておかないと、いよいよ日本が自立経済という大事なせときわに立つて、後にはなかなか問題 자체を深刻なものにする危険があるので、これをこの際ぜひ何とかする必要があるのではないか。そういう点を見てみると、たとえば農業については、今日の農業政策の中で重要な米の生産の問題を考えても、政策的な米価でやつてもその生産費を償えないというような零細な農家がそこに入つてきてる。そして先ほども見たように、かつてのレザーヴオフとしての農家の機能というものが非常に縮小されている。また厚生行政の方から申せば、疾病と貧困との悪循環というような問題が出てきております。また失業対

事業といふものが相當に実施されておりますけれども、これも失業対策審議会の方で詳しく述べてお示しになつてゐるようによく生産性に乏しく、しかも事業はかえつてますますやさぬはならないような状態にあります。それからまた、非常に低い賃金といふものはその家計の不足を通じて、本来ならば労働市場に入つてこないような者をでも労働市場に駆り立てる。こういうようなことから、今度はまた家事労働力の低下を來している。それからこのような膨大な潜在失業的就業者層の存在は申すまでもなく全体として日本の労働組合運動に対していろいろの影響を及ぼしております。たとえば生産性向上運動に非協力的であるような点もその一つであります。また資本の側からいふと、極端な賃金格差があるけれども、合理的な労働力の収縮ができぬというような場合があります。これに対する抵抗が強すぎるとからであります。のみならず、こういうような状態が少しも改善されないと保証しがたいのであります。また、政府の五ヵ年計画の数字を見ても考へられるように生産年齢人口層の増加と日本における資本蓄積力の増加のアンバランスは中小企業、特に中小商業を通して一ぱんよく見られます。これも商業センサスで示されているように最近数がふえており、かつ非常に生産性が低いものが多い。たとえば昭和二十七年八月に月の売上高が五万円以下といふような零細な商業も少くないのです。

このような状態にありますので、今日の状況は昭和初頭の恐慌時と非常に似ております。のみならず、しさいに見ると似ているというだけでは済まされない問題があります。昭和恐慌の当時は御承知のような推移をたどつて、日本が非常な困難な破局の方へ進むことになりましたが、そのような経済問題といふよりも社会不安のようなものの動き方から考

え合せても、ぜひ早く手を打つておくことが必要ではなかろうかと考えるわけあります。

そこで、そのような状態に對してはどのような対策が必要であらうかとことあります。根本的に申して、すでに前回ここで御決議になつた「人口収容力に關する対策」に申されているように、正攻法としては正当な雇用の場を増すといふこと以外にない。これが最も正当な道であります。その意味において、前回の御決議では三方面にわたる対策が指摘されたわけで、私どもの現在の考え方もそれから一步も逸脱するものではないわけであります。ただ、そのような全体の対策の中でこの潜在失業の問題を特別に取上げて考えてみた場合にどのようなことが考え得るだろかということを若干ここに述べてみたわけであります。

潜在失業というものは過長労働時間であるか、あるいは過少労働時間であるか、いずれにしても非常に低い所得で労働市場にある人々、しかもそれは雇用労働者のみならず、家族従業者、また自営業者すらも含まれている。このような層に対する対策としては、もちろん近代的雇用の面でこれを積極的に吸収することが必要なのであるが、それが現実に容易に行ひがたいがゆえに不幸にしてこれらの人々が再生産されつつあるわけであります。そこで、そういうような対策をあわせて今ここで人口の問題の方から考えると、まず第一に、すでに労働基準法の中できめられている被傭者に対する最低賃金制の実施が望ましいけれども御承知のように、労働基準法は一定の企業の被傭者にのみ適用されるのであって家族労働者には適用されない。現実に私どもが各地で見るようく、中小零細の事業は家内労働、家内工業の非常に低賃金の労働と競争しなければならないために、非常にきじめな経営者が労働基準法の中で活動することを困難にされつつあるという実情をしばしば見るのであります。ですから、この点については数年前に三者構成でできている中央基準審議

会で満場一致で採択されている家内労働法の施行をせひやつてもらいたい。家内労働法といふのは、家内労働を指定して、それに合う最低賃金制度を法定していくという考え方であつて、ヨーロッパではもうすでに半世紀にわたる経験がある。それをやることは望ましい。しかし、このような方策を一つだけやることは無意味なのであつて、この最低賃金の問題と非常に関係があるのは農業の生産水準並びに農民の生活水準であります。その意味で、農業生産の近代化政策をせひやらなければならぬ。と同時に、採算に合わないような米産の保護政策というものは、ここで多少考え方を変えて、つまり経済政策から社会政策への切りかえが必要ではなかろうか。さらにまたこれらの政策と併行して、このようなことが行われるとそれは必ずその反動がある。工場に最低賃金を行うと、それはきっと家庭内工業に分解するのではないか。さらに家内工業に最低賃金を含んだ家内労働法をやると、そこで失業者が生れることも考え得るのではないか。従つて、そのような形でいわば顕在的な失業となるものを豫想して、生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化をはかることをせひやつていただきたい。

それからまた、社会保障制度と潜在失業対策とが今直接の関係をほとんど持つていな。これを一つに結びつけるようにしていただき、零細事業の労働者のみならず、御承知のように五人未満の人を使つてゐる事業場には社会保障法は強制ではなく任意加入の形になつていて、現実には入ろうとしてもなかなか入れてくれないような事情があるが、そういうことでなしに、むしろそういう五人未満の人々の方が健康保険にしても失業保険にして必要性は多いわけであるから、せひそちらの方にそれを拡大するよう仕向けていく。ことに健康保険については、零細な商業等においては実質的に健康保険組合を作つてやつてゐる事実がある。それは政府の保険の方に組入れられると思うから、せひそういうこと

をしていただきたい。ただ、公共事業の拡大を考へる場合には、潜在的失業が最近は都市に集中して滞留しているのではないかと考えられる節が多いので、将来に有益な効果を及ぼすべき生産事業を公共事業として営む場合には、どこで労働力を獲得するかがなかなか問題であろうかと思います。そういう点についてもぜひ考慮しなければならないと思います。

また社会保障制度については、これは実際的な一つの経験から考えると、最低賃金というような一つのミニマムな考え方並びにその制度がないと、なかなか社会保障制度がやりにくいもののようであるので、社会保障制度を最低賃金制度と関連させて潜在失業対策といふ見地から之を順次に重点的にやつてゆくことが必要だと考えられるのであります。

それから、特に次に考えられるのは、現在潜在失業が滯留しつつあると考えられる都市の中小企業であります。中小企業というものは本来ならば適度規模として存在すべきものである。イギリスあたりの統計を大ざつぱに見ても、規模大なるがゆえに強い、規模小なるがゆえに常に弱いとは考えられない。全体の付加価値を平均してみるとほとんど差がない。ところが日本においては、その付加価値の差においては、一〇〇人以上の所と一〇人内外の所とを比較してみると三分の一くらいになつてしまふ。賃金がそれほど開いていないけれども、やはり半分以下になるという関係が出てくる。イギリスあたりの数字では、大体同じような規模の付加価値の差は一割、また賃金額の方での差は一割六分程度しかない。アメリカも大体イギリスと同じようになつている。だからやはり日本では、中小企業がふえるということは適度規模で中小企業がふえるというようだけ解釈しきれないので非常に多いのではないかと考えざるを得ない。中小企業対策もやはり潜在失業対策の重要な一環であろうと思ひます。実はこの点については多少詳細な案を別に政府に答申する準

備が、私の関係している他の部面でできております。その中で考えられていることも、要約すればそこに書いたようなことに帰着する。つまり中小の工業については個々の事業をできるだけ合理化してその体質を改善するようになければいけないけれども、しかしそれだけではなかなか中小企業の合理化は不可能である。結局、組織の力を与えなければいけない。また組織の力といつても、これも自分で組織を作ることが前提条件であります。その上でできるだけ生産関係、市場関係を合理化するような力をみずから養い得るようになる。そういうような力を養おうとする場合に、競争社会のことであるからいろいろの障害が悪意でなく起つてくる。そういうようなものは政策でできるだけチニックするようになることが必要ではなかろかということが問題にされつた。けれども、一番むづかしいのが商業であります。卒直に申して小売業者をどうしたらよいかとは、私どもほとんど成案がございません。今思ひますのは、小売業の一一番激しい競争を自分たちにわからせるようにするためにレギュレーション制度をやるべきではないろか。従来組織化という道は、商業に対しては協同組合を組織することも認められていてるけれども、調整活動は組合は認められていなかつた。これを公けに商業に認めていただきたいということも考えておりまして、これもそこに掲げたような趣旨を多少こまかく書いておりますが、取上げつつあるわけであります。

なお、潜在失業の問題は、雇用の場だけではなくて、そこで働く人の質も問題であるので、できるだけ個々の人の産業人としての適応力もまたどこかでもつて十分に持たせる必要がある。特に成人に対する再教育、訓練というか、そういうことを現在よりもさらに産業部門において徹底するようになきだきたい。また、移民とは違うけれども、国外における雇用の問題も十分考えられるのではなかろ

うかと思います。これも日本の經營あるいは日本の労働力がちょうど一步前進に役立つような所も相当あると考えられる。のみならず、労働力不足で悩んでいるような国もある。英國などはとても入れてはくれないでしょうけれども……ひよつとするとソ連みたいな角く国外雇用も雇用の道ということで必ずしも無視すべきではないのではないか、と見たのであります。

しかし、ここにあげたことは、差当つて行いたい、しかもそれについては多少とも方々でいろいろ議論も出かかっているものをあげた対策であります。やはり個別的な対策も全体として同時に調子を揃えた形でやつてもらわないと、個々の対策の中で期待する効果も行えないわけである。これだけの対策がたとえ個々別々でなしに同時に行われたとしても、なおかつ全体の日本の国民経済の行き方ともう一度広く考え方をさせてみなければならぬ点が残ると思われる。多少第一回の決議と重複するような点がないわけでもないと思つたのでありますけれども、最後に長期国民経済計画に対する要望を掲げたわけであります。正攻法は雇用の正当な増加を第一とする。このことはあくまでも私どもは忘れないわけであつて、雇用の正常な解決ということを経済政策の中心課題として明白に意識した経済政策体系を計画的にぜひ作つていただきたい。これが第一点。それは前に御決議いただいたことの繰返しであると言えると思います。

第二点は、ともすると日本の経済政策が輸出貿易振興策にかたより過ぎるくらいが多いといふことが委員会の中でもしばしば指摘された。国土及び国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点を置くとともに、中小商工業に関する対策は決して一朝一夕には効果があげにくいものであるから、それもぜひ長期的に解決していただきたい。

それから、人口問題の解決を最終目標として、人口構造の変動というものが、すでに前回の御決議でも印刷されているように、その圧力のかかる山が少くとも今後十年には明確に出てくる。その間に問題を残すと、その山の圧力が多少緩和されるようになつても、なお問題の残るおそれもあるので、少くともその第一着手として今後十年の対策を強力にやつていただきたい。

はなはだ不手際な説明を申し上げましたが、足りないところがあつたならばこの案の決定に御参加いただいた委員の方々から補足願うと大変ありがたく思います。当初述べましたように、この対策は実はお互に同士繰返し話し合つたのであります。勇気のいる対策ではなかろうか。現在放つておけば多少ともそのまことに済んでいる就業の場である。これをことさらに、ねている子を起すようなことをする必要はないではないかといふことも十分考へられる。しかし卒直に考へてみると、問題が思わざる方向に発展する以前に、何かやはり政策の中で手を打つていただきたい方がいいのではないかと、さういふことで、ネコの首に鈴をつけるような気持でこの案を作りました。この案そのものも、私がこういふことを申しては委員の皆さんにはなはだ申わけないけれども、まだ欠陥もあるのではなかろかといふ心配もござります。できたらば積極的な御意見をいただきて、十分に御修正いただいて、何とか潜在失業に対する対策を人口問題研究会として打ち出していただきたい。そのためにはぜひともこの案を一つの案として御批評いただきたい。そういうことを打ち出すとだけはなはだ下手な説明でございました。

長の御報告に補足されるような御意見がありましらお述べを願います。

○寺尾委員 この問題については山中さんはもちろん最高のオーバーリティであられるので、ここにあげられたことはまことにもつともなことばかりで、一つも異存はございません。対策の具体的な点については何も申し上げることはあります。いわばその裏づけとなつてゐる考え方の中に、こういつた潜在失業者の増大が社会的不安の温床として危険性をはらんでいるということが非常に強調されているわけですけれども、この不安に対しても社会保障あるいは最低賃金制というものが構想されておるよう承っておりますが、そういうふた消極的な面以外に、現在の一方における生産力の増大ということから考えると、所得の再分配というものが生産力の増大を引取つて有利になる逃げ道といふか、単にそれを可能ならしめる条件だけでなく、それをさらに促進していく要素にもなり得る。もつともこれによつて資本の蓄積が防止される、ある程度妨げられるというマイナスの面もあるでしょうけれども、そういうふた積極的な面も場合によつてはあけた方が納得させるのに都合がいい。そんな考え方もあるのですが、いかがでしょうか。

○山中委員 ちよつと御趣旨を聞きそなつたかもしれませんけれども、社会保障といふのはきわめて合理的であるが、現在は生産力が一方で伸びつつあるから、その増加した生産力を社会保障で積極的に再分配するという面もここで強調したらどうか、こういう御趣旨ですか。

○寺尾委員 そうです。

○山中委員 それはもちろん大賛成であります。それからいき、資本の蓄積を害するといけないけれどもというお話をありましたが、私は現在の社会機構からいけば、まずその心配はない程度で社会保障は行われましようという分析は多少してあります。今の御趣

旨は大変いいことではないかと思ひます。ただこれだけではいかにも入つていないので入
れろといふことでございはず。社会保障制度が再分配の有力な合理的なものであるから、
生産力の発展をこちらにも流すような意味で社会保障制度をやらせろ。。。

○寺尾琢磨君 流すといふ意味だけでなく、これによつていわば資本主義の危険を延期する手段として考えれば、また何か新しいニュアンスがもてるのではないかという考え方です。

○山中委員 ここではそういうことよりも、むしろ現在社会保障制度の中に潜在失業と考へられるようなものが取上げられていないじやないか。だからそれにせひ社会保障制度を拡大してほしいということを言つておるわけです。社会保障制度そのものが一つの大きなシステムとして全体として持つてある値打、そういうものには触れなかつたわけです。

○寺尾委員 最低賃金制度をとつても、やはり社会保障制度と同じように観念されてくるよう思うのです。なにか、やるのが恩恵だというような考え方ですが、そういうことでなく、もつと積極的なこういう面もあるのだということを何らかの形でうたつたら、皆が一層納得はしないかということです。

○山中委員 国民経済に対する積極性ですね。そのお考えは私は非常に賛成なんで、実は最近そういう趣旨を盛つた書物を書いております。ただ、それは私どもだけの考え方と思つて多少遠慮した面もあるのです。

○寺尾委員 それをはつきりうたつた方がいい時代ではないでしようか。
○西野入委員 ちよつと教えていただきたいところがあるので。最低賃金制を中小企業に拡大するのは労働者を保護することで、大変いいことですが、しかし今の経済状態から考へると、日本の中小企業は大きな企業と同じだけの賃金を払つては成り立たないような

のがやつておるらしいから、もしそれに最低賃金制を強行すると、結局二つの欠陥が出はないか。中小企業で成り立たないものがたくさんできることが一つ。あるいは最低賃金を払うだけの価値のない労働者を雇入れないということになる。そうすると、どちらにしても潜在失業が顕在失業に変つて、結果は悪くなる。つまり作業能率としてかえつて萎縮してしまう、失業者もふえてしまう結果にならないでしょうか。そこがちよつと私、わからないのです

が・・・。

○山中委員　　今のお議論は、最低賃金制度を行うという場合に必ず出てくる問題であります。それは、最低賃金といふものは一体どういう意味で最低なのか。企業が支払い得る最低なのか。そうじやなくて、労働者が生活していくのにこれだけはどうしてもなくてはいかぬという最低かということでは、なかなか議論がある。イギリスで一九〇九年から最低賃金制度をすべてのインダストリーでやつてあるが、それは賃金を引上げるという趣旨は多少あつたようであるけれども、たとえばマークット・バスケット方式で絶対に必要なカロリー計算をしてみるというようなことはあまりやらなかつたらしい。そうして実際やつた結果は、家内工業にそれを適用したら家内工業はなくなつたという例もある。その度なり、業者はやめつぱなしではない。工場を作るようになつた。ですから、最低賃金制かわり、業者はやめつぱなしではない。工場を作るようになつた。ですから、最低賃金制度なり、家内労働法をやれば必ず現状に変化が起る。これを豫想しなかつたらおかしい。その場合のいろいろの見方であります。私は最低賃金をどういうような高さできめるべきかといふことについては、やはり順序があるのではなかろうかと思う。一律にどこでも一定、アメリカのフェアリー・ハースト・クトでやつてあるように全連邦を通じて一時一回、何セントというような線を日本で出すことは、今これだけ賃金格差が多いのであるから、いろいろひずみが起つて無理ではなかろうかと思つております。ですから、今労働

基準法がやつていて、中央賃金審議会で個々に必要な部門から最低賃金をやつていくというのが、やり方としてはいいだろう。これが一つ。これは総評あたりで考えているのとは多少違つた考え方だろうと思ひます。

もう一つは、それをやる場合に、やはり普通の男の成年労働で相当の熟練もいる、しかもかなり長時間労働で賃金が相当低いというものから是正をはかつていいべきではないかと思ひます。これがもし労働組合ができて賃金を引上げようという形になると、もつと困つた形になつていくのではないかと思ひます。つまり労働組合ができると、できたときに必ず一ペんストをやる。これは世界共通の経験である。現在中小企業は組織はないけれども、あれが今ちようど日経連と総評の勢力の分水嶺になつていて、どちらが先にあれを獲得するかということころに、非常に重要な社会問題がかかつていて、これがもし労働組合の組織といふことだけで問題が進んでいくと、組合運動の指導者によほど練れた方が出てくるれば格別、やはり争議が頻発する。争議が起れば、労働者たつて経営者たつて両方強いのだから、やはり不測の事態が起ることが考えられるのではないか。それよりは、やはりそれが考へても一人前の男の労働力が働く仕事としては低過ぎると考へるような賃金は上げる、という形になるのじやないかと思ひます。そういう形で、可能なやつから最低賃金制度をやつしていくことが、むしろやり方としてはリフレクションが少いのではないかという気がする。

○西野入委員 実際問題として、今の日本の中小企業の経営状態から言へば、その可能性が少いのじやないか。

○山中委員 可能性の問題としては、日本の中小企業は何でああ生産性が低いかといふ根本問題に分析を加えないといふ。たとえば私どもの住んでいるすぐそば

にお菓子屋さんがたくさんできる、これは無理だと思うけれども、たとえば中小工業なんか調べてみると、親工場でネームプレートだけをくつつけて外へ売っている品物が下請工場で作られている場合が決して少くない。それは下請工場だから、下請単価の切下げ、下請手形の移譲とかいろいろな問題がある。また親工場の労働者が同じものを作っているけれども、一方は労働組合がないということがあり、賃金が低い。お前は賃金が低いから下請単価が低くていいじやないか、こう来る。そういう問題がある。

それから今、鮎川という人が大いに熱心に中小企業の政治運動組織をやつているが、何で始めたかというと、三重県で真珠のアメリカ販売網に中小企業助成銀行というものを始めた。あさり中小企業の経験はない方らしい。それで見たら、要するに業者が、自分が一諸になつて安売りをしていることを発見した。これは模造ではない、ほんとうの養殖真珠です。買手は決して生活必需品を買つてゐるわけじやない。多少せいたく品を買つてゐるわけです。そういう人に安売りする必要はない。しかも安売りした途中の利さやはアメリカの商社が吸つていて、これに気がついて、こんなバカなことを日本の業者はやるべきじゃない。そのためには組織を作らなければいけないということでああいうことを始めたのが実情なんです。つまりこれは販売機構がなつていない。戦前の貿易機構を見ると、戦前の貿易機構に比べて貿易金融に対する政府の財政投融資が非常に少い。生産金融は多い。そのために商社の力が大変弱くなつてゐる。もう一つ日本の場合は、最近のよう日に本の雑貨輸出が出る場合は、従来の繊維関係以外のものがふえできてる。繊維関係ならば従来は木綿を輸入していな大きな商社があつて、それが裏側で輸出をしてくれていた。もちろん中小の貿易商社が方々へ行つて活動した。今は日本の大貿易商社は大体輸入の方で商売している。輸出としてはあさり儲けていない。まあ、再建しつつある貿易商社がだ

んだん大きくなりつつある。大阪の商社が大きくなっているのは、割合に小さな輸出も手がけてくれるらしい。そうなると輸出事情も違つてくるのではないかという点もあると思います。

そういう点を考えないと、どうもキズいのではないか。
それからよく労働基準法が一北岡さんのような大家がおられるけれども、一中小企業にしていたと思われる節もある。実際にくだらない、めんどくさいぶん検討してみたけれども、不可能を強調していると言われる。私どももずいぶん検討してみたけれども、不可能を強調するのも縦書きで書けと書いてある。横書きで書いて行つたら受付けない。実際にベカバカしいことをやつていたこともあつた。そういうことは徐々に改善されて、やりよくなつてているのじやないかと思う。中小企業が労働基準法なら労働基準法の中はどういうことができないか、どういう点を変えてほしいかと聞き直つて聞くと、割合に対策が出ないのがでかい。ただ無理だということはあります。ただ無理だというお答えが多い。中小企業が労働基準局につぶされたといふことがあります。たしかに、中小企業が労働基準局につぶされたといふことがあります。私は初めて聞いた。今まで銀行、問屋、親工場が中小企業をつぶしたといふ話を聞いた。私は初めて聞いた。きょうとはあるが、労働基準監督署の役人が企業をつぶしたということを初めて聞いた。きょう辛い労働基準課長に会いますから、大阪でそういう事実があつたかどうか聞いてみようと思う。これも一つだけつぶれて、ほかはつぶれていないとすれば、やはり多少特殊な事情があるじじやないかということを考えてみなければならぬ。

無理だということで、初めから守る意思がない。それを八時間労働という問題まで中小企業にははずすということになつても、これはやはりソシアル・ダンピングということであつて、かはすさないかわからないが、どのくらいを中小企業と言うか。五人、一〇人、三〇人、はげしいのは二〇〇人。日本では二〇〇人だと大企業よりもだいぶんいいのがあるらしい。

そういうものも、被傭者の数だけでいくと、みな中小企業に入つちます。これはかえつてよくない。

ですから私の考えでは、いま中小企業に労働基準法なり、最低賃金の問題もあると思いませんが、非常に困難だと言われているのは、実は中小企業一般論では話が通らない。それはどのような業態であるかということを考えれば、労働基準法の原則を少しも乱すことなしに、それに適応した道も絶無ではないのじやないかと思う。だから私は、中小企業なるがゆえには、緩和しろ、というときには、どういう中小企業かということを質問することにしている。そうすると非常な感情論からそういう話になつてしまふ。特に小売業者の方が基準法をはずしてほしいという希望が多い。これは根本的に労働時間の問題です。労働時間問題に手をつけると労働基準法をなくなすのと同じことです。非常にむずかしい。イギリスは労働協約で労働時間の標準が守られていて、その点大変楽ですけれども、日本はああいう形で来てしまつたから、どうしてもこれは法律問題です。これは法律の基礎は残しておいて、業態の特殊性に即した運営をはかる。それは今まででも実例がたくさんある。たとえば根室あたりのカニのカン詰は女人の人がある。女人人は深夜業禁止があるが、これは法律を変えないで認められる。やはり腐敗しやすいものの加工という国際原則があつて、その場所では男の人をどうしても使えないということで、多少うそがあつたらしいが、そういうことが認められるようになつていて。それから近海の鯨を捕えた際に陸揚げして処理する工場がある。これは元の工場法のときには工場法の適用対象であつた。ところが、これは水産業であるといふことで、やはり労働時間をはずれちやつていて。これはいろいろ危険があるのですけれども、労使双方一致して主張して、はずされている。そういう特殊扱いの実例が、見えるとなかなかたくさんある。ですから、それは大きいとか小さいではない。その業態

の特殊性ということからいくと、こういう労働は特殊な労働だ、八時間では無理だということがある。それは開店時間が早過ぎたりしている。なかなか、ひまなしに人を使つている所はない。商店の店員は主として運搬労働です。販売ではない。そう見ると、そう楽な仕事ではない。ですから、それもやはり一つ中小企業だということではなく、やはり業態業態で考えていく必要がありはしないか、というように感じたわけです。

○永井会長 先ほど寺尾さんの御意見で、委員長も趣旨は御賛成だということでありますが、本多さん、いかがでしようか、そのような趣旨を考慮して社会保障その他が出ているということを、どこかに入れることはできますかいか。

○本多委員 文章はいくらでも直せます。

○南委員 私も対策委員会の方の末席を汚していくて、内容についてどうこうといふわけではないのであります。きょう成案になつた案文を拝見して、この点はどういうものかとちょっと懸念するところがござります。それは案の5ページのり、低所得層を数字的に表わすところであります。全体の現在の就業者数を四千万とふんで、その中で六〇〇万ないし七〇〇万が被保護世帯とあきり変らない低所得層だ、こういうことになつていて。けれども四千万というのは家族従業者を含めた数字であるはずであります。そうすると四千萬のうちとは言いながら、問題の六〇〇万ないし七〇〇万というのが一体どのグループの数字に該当するだろうか。もし家族従業員といふものの中からこれが出てくる数字だとすると、問題の焦点が少し変つてくるのじやないかしらという気がするのです。やはり一家の中心をなしている、雇われている労働者の所得が少いということを示さないと非常に弱いものになつてくるのじやないかと思う。従つて、ただ漠然と四千万ということから六〇〇万ないし七〇〇万を引き出すということでなしに、従業上の地位を考慮してそこから

この数字を引き出す。少くともこの表現の上でそういう配慮をする必要がなかろうかと思ひます。ちよつとこの点御検討いただきたいと思います。

○山中委員 これは私が申すより、本多さんから御説明いただいた方がいいだろうと思ひます。本多さん、中はわかりますね。

○本多委員 中身は、被傭者と業主と家族従業員の区別はわかります。しかし、南先生のおつしやつたように、被傭者の中で世帯主である責任者の数ということになると、これはそれません。男女の別とその年令でおよそを推定できる程度であります。

○山中委員 今のは、家族労働者は特別につかまえるべきではないかという御趣旨ではありますせんか。

○本多委員 その内訳はでています。

○山中委員 それで、六〇〇万ないし七〇〇万という数字はそこから出てくる。中身はわかります。けれども、業主と家族労働者の区別は出ない・・・。

○本多委員 それは出ます。出ますけれども、被傭者の内でどれだけが世帯主であるか、家族補助的な就業者であるかという区別は直接にはとれないのです。

○山中委員 もう一つは、日本の就業の中に家族従業者がたくさんあるということが日本の就業の問題ではないかと思つております。それで家族就業というたくさんの中に入つてくるのは、一家の世帯主のもとで一諸に仕事に従事している人々、これは農家にも、工業などになつてもやはりあるのですが、しかしもしそれがきずつた給与を日々もらうという場合であると、おやじの所で働いている家族でも統計上はエンブロイイの中に計算されるようになつているとと思う。家族従業者といふものはそういう意味で、きずつた給与をもらわないで、その仕事から離れることができないで一応その仕事の就業者の一人と

考えられている、そして世帯主の指揮のもとで活動している、こういう就業者の形態ではないかと思う。私はそういう就業形態が多いことが、やはり日本の就業の一つの弱点と考えられるのじやないかと思つています。中に入つていいのじやないかと思うのです。ただおつしやつたように、中身の区分、これが全部給与をもらつていてる人々のみと誤解されはいけないので、就業者四千万の三割七分くらいがエンプロイイ、三割ぐらいが家族従業者、二割七分くらいが自営業主という統計にたしかなつていてるのじやないかと思ひます。それが四千万になつていてるから、その中で家族従業者を特別に抜かしてしまふと就業者はうんと減つてしまふ。しかし家族従業者の中に、二、三男の中に潜在失業者が入つてゐるのじやないかと私は考える。内容の区分ができればいいのじやないかと考えております。

○南 委員 それがはつきりしないと、被保護世帯との比較という場合にちよつとまずくなつてくると思います。

○山 中 委 員 そういうことはありますね。

○北岡 委員 ちよつと質問したいのです。この問題は難問中の難問ですから、故意を表しますが、読んでみていろいろ疑問が起る。まとまつた体系立つた質問ではないのですが、ちよつと読んで意中に私が感じたことを少し伺いたいと思います。

第一点は、四ページの7、に山梨県の郡内地方の労働時間のことがあります。これは明白に労働基準法違反なんです。これらは女の子が大部分ですから時間延長が認められていない。九時間くらいしかできないのが十四時間もやつていてから明白な労働基準法違反なんです。労働基準法施行後十年です。ということは日本の、中小企業とは限らないけれども、労働時間というものがなかなか困難であるということではないか。同じように、最低

賃金法をやつてもなかなか実行困難ではないか。労働基準局が悪い。だれが見ても明白な労働基準法違反、しかもこれを禁止できない。こんなものを禁止しないで、監督官が等閑視している。そういう現状である。

第二点は、五ページの9のところに、南さんからも御質問があつたが、私もやはり、全就業者中に六〇〇万ないし七〇〇万というよう言うのはありよくないと思う。家計を維持する責任を負つていないデペンドンツと、そうでない家計の責任を負つている世帯主とをわけて、世帯主の賃金の低い者はどれだけあるといふように、もう少し性質をわけてしなければ、これだけではどうもほんとうの問題の核心を把握しにくいのではないかと思う。現在統計がないと言えばそれまでですが、何とかサンプルを作つて……。これを作り出す所においては母票があるのでから、じきできるのではないかと思う。その点、で行きたいかどうか。

第三は、六ページの2の(3)「現行の失対事業は、事業として全く生産性に乏しく」その次に同じような問題を九ページの2の(3)で今度は「右諸対策によつて逆に顕在失業化」された場合において「生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化をはかる」これがどう違うのか、それを伺いたいと思う。また、最後の一〇ページの3の(1)に「正攻法は雇用の正常な増加を第一とする」と書いてある。私はこの前に雇用増加についての卑見を述べていれられたのですが、一体失業者ができた。その失業者を収容しようという公共事業というものは、事業としてはいかに生産的であつても労働は生産的でないと思う。事業の生産的と労働の生産的とははつきりわかる必要がある。現在においても、やつてゐる事業は決して不生産的なものではないと思う。道路工事とか、それぞれ生産的なものですが、現在おるところの失業者は非

常に不遇な者であつて、その事業に向かない。向かなくとも何でもかまわず、ほんの一時的に公共事業に向けるから、事業は生産的であつても労働は生産的でない。九ページには「生産的な公共事業」云々と書いてある。なるほど生産的な公共事業ができる限りにおいては、私は労働は非能率的なものにならざるを得ないと思う。その点についてどうお考えであるか。労働の生産的なものだけやつて、ほんとうによく働く人間だけ選んで、よく働かない人間はやめてしまふ、そうすると失業対策にならない。それで、どうお考えになるか、その点を伺いたい。

それから八ページの(1)で最低賃金制度と家内労働法、これは新聞に出ると、新聞ではあまりむずかしい具体的なものは書かないから最低賃金だけ書くだろうと思う。あとはどこをつかえていいかわからないだろうと思う。その点について西野入さんからお話をあつたように、これは各部分的に整文をしましようが、これが日本の潜在失業全般の対策だというふうに言うことはどうかと思う。こういうふうな方法によつて改善されるところもあるだろうといふように、控えめに部分的に書けばまあいいでしようが、六〇〇万、七〇〇万、片一方千万になるでしようが、千万を越えるような潜在失業をこれでよくするんだといふなことを言わると、ちよつと私もつむじを曲げて、千万の潜在失業がこれをやれば四〇〇万のきれいな就業と七〇〇万の頭在失業にわかれんですかと皮肉りたくなる。かりに五〇〇万の頭在失業ができればどうなるか。公共事業で救うということは失敗にきまつておる。公共事業といふものは失業防止としては意味があつていいのですが、失業の救済としては失敗といふことがきまつておるので、その点は、はつきりはじめをつけてほしい。そうでなくて、これを社会保障といふことに持つていくならば、社会保障といつても失業保険か社会保障か、その点は、はつきりしないが、いすれにしても社会保障

によつて最低生活を保障しようとは完全雇用を前提としてできる。完全雇用でない日本において、潜在失業の重要な部分を顕在化して、それを社会保障で生活保護するという考え方は、よほど慎重な検討を要すると思う。イギリスはいま顕在失業者がほとんどない。だからイギリスの社会保障はボロを出していいない。もし一九三〇年前後のような大規模な失業が出ると、イギリスの現在の社会保障はボロを出すことは明瞭である。私は、失業者を顕在化する、それを社会保障で、といつたことはよほど検討を要すると思う。社会保障が、病人とか老人とか、数のわかつた者の保障ならばでききしようが、失業者のような数のきまらない非常に多い者を、社会保障で生活を保護することは困難じやないかと思う。ただいま寺尾さんから御意見が出されて、皆さん御賛成だと思いますが、社会保障を所得の分配制度と考えるんだ、私も別にその趣旨に異存があるわけではありませんが、戦後の日本の税制というものは、法律制度としては確かにこれは重い税金で、分配の再分配ばかりやつている。日本人は、もし皆がほんとうに正直に税金の法律を守るならば、資本の蓄積は非常にできぬと思うところが日本人は奇妙な国民で、税金をたくさんにごせかす。税金をごせかしているから現在日本においてみな相当の生活ができる、資本の蓄積もされる。税金が文字通り守られたならば、資本蓄積は困難ではないかと思う。現在の税制をさらに一層富の再分配の方に持っていくということについては、そうしたことは行われないと思われたが、ほんとうにまじめに行うんだという考え方からいくなれば、私はこれは非常に考慮を要すると思います。

最後に一〇ページの(1)に、正攻法は雇用の増大だ、これはむろん私は一点の異議はない。だれも一点の異議があるとは思わないが、それならばどうするんだという内容についてはこの前のときに私は論じて、少數意見というか、葬られた意見ですから繰返すこと

はどうかと思うが、日本においては現在の普通の営利事業というものは、原料輸入の関係上、輸出が非常に大きなものを占めている。しかも昔のように低賃金でもつて輸出できないうから、どうしても合理化といった方向で労働の節約をやらなければならぬ。ことに、オートメーションがだんだん普及してくると、普通の営利事業においては労働の節約ということが非常に重要なものになつてくるから、普通の今までの資本主義的な営利事業だけでは雇用の増加をはかることは困難ではないか。この点において、営利事業でない公共事業の方面で大きな雇用増大の道を考えなければ、とうてい雇用の増大をはかることはできない。この点についてどうも、失業者の救済というような不生産的な非能率的な方面でなく、ほんとうの生産的な雇用を増加する方法としての公共事業についてはあまり論じていらないようと思う。その点については、やはり前と同様にそんなものはいけないのだ、現在の普通の営利事業の増大によつて雇用を増加するという点を一步も出ないのかどうか、伺いたいと思います。

○山中委員 御質問がたくさんあつて、忘れたことがあるかもしけませんが、五ページの低所得者、これは統計ができるだけ詳しく説明した方がいいということで、私もできたらその方がいいと思います。ただ、家族従業者を計算の中に入れる必要はないというお考えには、私は少くとも生活保護の対象としても疑問を持つ。つまり家族労働という形でなぜある場所に固着しているかというとに問題がある。それは家族労働であるから生活すれば、それはちょっと私には御趣旨がわからない。しかし、統計の中身を詳しくするよはけつこうなことで、これは統計資料が可能な限り詳しくするように本多さんにお願い

それから、公共事業は不生産的だということと、あとの方で、生産的な公共事業をやるということとはどう違うかとおつしやいましたが、今やつてある公共事業が、こわしたり作つたりしているようなことがしはしば見られるので、なるべくそういうことでなくしてほしい。九ページで「生産的な」という形容詞を使つたのは、できるだけそういう線に沿つてほしいということです。その点は一つ、御趣旨を尊重してやりたいと思います。

○北岡委員 事業そのものと労働の生産性ということです。

○山中委員 失業者は常に必ず不生産的であるというお考えですが、私はその点については産業的再分配というものをやつてほしい。指摘がございやすように、大体失業して何でもいいから働きたいという人は、屋外労働とか何とかで生産性の低い仕事に従つていることが多いようであるけれども、それはまた別に方法があるのではなかろうかと考えます。

それから、社会保障といふものは完全雇用が一方にあつて初めて行われるものであつて、それなしに、ただ社会保障といつても無意味ではないかとおつしやつたことは、まことに賛成なんで、私は社会保障制度は一定の社会条件が満たされたときでなければできないという考え方を持つております。ですからその点は、社会保障だけを取出して云々するという事でなく、日本の就業状態を合理化するということを他方やりながらお社会保障をするというように考えなければいけないと思います。大体そういう趣旨で案も掲げているようにおは考えております。

それから、社会保障は所得再分配であるという点についておは考えます。おは考えます。も、資本の蓄積の問題である、あまりそういうことをおは考えません。

ありましたが、私は、社会保障というものはどこの国でも資本蓄積を阻害しても行われてゐるという実例を見たことがない。日本では現在社会保障はあるとは私は思っていない。日本にあるのは社会保険というようなものと、生活保護法で、これと社会保障とは実は違うものだと思う。ここでは社会保障という言葉が使われているけれども、それは世間の理解をできるだけやわらかにするために、こういうような言葉が使われている。この中では、いまだ日本でやつてある社会保障が考えられております。保険にしても、私はやはりその作用から言うとリデイストリビューション・オブ・インカムというものは、労働の所得のリデイストリビューションだと思う。ということは、つまり私どもが負担する部分についても、これはどういう支出になるか、必ずしも出場所はリンクしないからわからないけれども、たとえば三者負担というような形でできていて、社会保険というような場合には、経営の方から言うと、たとえば労災補償保険法であると全額国庫負担。これは経営者は労働の費用と考え出していいる。賃金という形態をとつていなかつてある。だから一部の学者の中には、所得再分配だといふのはうそだ、社会保障は労働者が自分たちだけの食い合いでやつておる、労賃を共食いしておるだけだと言つておるが、私はその通りだと思う。しかしながら、所得再分配はいわゆる所得再分配一般ではないのであつて、たいへん限られた所得再分配だと思う。だから、この所得再分配を通じて資本が蓄積されるとかされないとかいう問題は全然出てこない。最低生活を保つのに必要なサービスとか品物が買える所得再分配であるから、蓄積ということは一応再分配される限りは直接関係がない。一方社会保障制度にしても、これはなかなか計算上の根拠はむずかしいと思ふけれども、大づかみに言つて、つまり資本蓄積を食いつぶしていくフレーションになるような社会保障支出があるかというと、そういうものが

出てくるとすぐそれに對する反應が現われて参つて、實際上はやはり各機構の中に、メカニズムと、そういうことで、日本のことはないけれども、結局リディストリビューション・オブ・インカムといふものはインフレにもならない、デフレにもならないといふもので上限・下限が抑えられておると、いうのが私の教えてもらつた近代経済学者の説明なんあります。国によつてはそういうことがうまくいかないといふことも起り得る場合もあると思いますけれども、近代的な資本主義の社会の動きから言うと、大体そういうような動きだとと思うわけであります。ですから私は、この社会保障は一つの所得再分配であるとは言えるだろうと思うのですけれども、それは資本蓄積に關係あり、それから資本蓄積といふ問題ではなく、すでに再分配が行われる前に資本蓄積の問題として、資本の問題として別途解決されておるというように考えないと、社会保障はある意味では危険性を帯びる。こう思うし、現実には資本蓄積の側からする制限が非常に明白に出ているように私は考へられる。

それから「正攻法」であるといふ最後の所です。これは私がお答えするではなく、研究会の決議なんですから研究会の委員長から説明していただきたいのじやないかと思うのです。ただ、雇用の問題を企業の中で解決しようと思つてもだめだとおつしやつた点は私は非常に賛成であります。雇用問題の解決は個別の企業に任せても絶対解決してくれない。その意味では、資本蓄積を公共事業の形でやつて雇用を解決すべきだといふ御趣旨は決して反対ではないであります。ただ、現在の日本の社会的機構から言つてそのような形でいくよりは、財政投融資の形を通じて、つまり国家信用を基礎にして資本蓄積がある。これは今日では、私どもの銀行預金なんかございませんけれども、そういう形でのセーヴィングは資本形成にとつては著しくミニマライズされておる。大体組織体

によつて資本が蓄積されておるといふこと力統計上はつきりしておる。その組織体は何といつても企業の内部蓄積。もう一つは財政投融資。税金を通じて一般国民所得の中から吸い上げてこれを資本に回す。その点については今お話をありましたように、相当日本は吸い上げておる。また相当回しておる。それでもいろいろなものが個別企業の形で出てきて、いると思う。もし日本の社会がもう少し秩序化されて参つて、官僚というものの国家企業といふものが、非常に經濟的に合理的にやつてくれる見通しがはつきりついてくるようになつたならば、できるだけ国有産業のようなものを起してやつていくことがいいのじやないかと思うが、それをいき日本で主張するとおそらく財界の反対が大きいのではないかと考えられる。私個人がどこかで主張する場合は、条件つきではあるがそういう主張もいたさないわけではないけれども、ここでそういう主張を全体の御議論として取上げていただきには多少まだ一皆様方に納得いく議論でないといけないのではないか。こういう気持がいたります。

もう一つ、山梨県のことあります。これはつまり監督が十分にできるかできないかとしいう問題であるが、現に監督局の役人がそう言つておるのです。こういう所は深夜業をやつておればすぐわかる。ところが、自転車に乗つて回るとバタツとやんできう。実によくできているそうです。これは東京労働基準局次長が自分で見たといふのです。手がつかぬといふのです。労働基準監督署の一人当り受持つておる工場、事業場の数は六百くらいになつてゐる。一日一軒ずつ回つても三年目にしか回られない。だから日本では千日のうち一日だけ労働基準法を守つておればよろしい、こういうことが巷に言われてゐる。法制局の役人あたりは、戦後わが国の遵法精神を乱したこと最も力のあつたものは労働基準法である、こういふものはやめてしまへといふ御議論がある。やめいかどうか、私

は基準法の運用の機構の問題があると思う。大企業でも労働基準法通りやれば、国鉄でも参つてしまふ。ただ国鉄は労働基準法を拒否しない。やりましよう、できるだけやりましよう、と言つておる。中小企業は、初めからだめだ、と言うのです。われわれにはできないといふので、やろうとする努力は一切やつていなし。

こういう例は、一九三六年にフランスで人民戦線内閣ができたときに四十時間労働にする。そのときにフランス産業は全部これに背を向けた。そのために生産力がガタガタに落ちた。こういうことはあり得ると思う。ところが、同じように不況のまつただ中で四十時間労働法をやつたアメリカの場合は、経営側が、四十時間労働を引受けましよう。そのかわり追加投資をやつた。一諸にやつていこうという意欲を見せておる。その意欲を見せなければ法律は絶対成り立つものとは思わない。こういうような経済法規は特にそうじやないかと思う。

脱税がたいへん多いというお話でありましたが、私どもはどうしたら脱税ができるか、脱税できる人をたいへんうらやましいと思う。ここにお出での方はちゃんと内容を知られてどうにもならないであろうと思うが、大企業だつてやつていいじやないかと私はひそかに考へている。私の付近の友人で、はるかに高い生活水準の人が、私の住んでいる杉並区の区民税が私の三分の一しかないという事実がある。これはどこからくるかということを痛切に考へないわけにはいかない。そういう点は確かに脱税がある。これは私は法律が悪いとは思わない。守ろうとしない意思がある限りは、監獄に入れないと限りしようがない。監獄に入れてもだめじやないかと思う。そういう点で、経済法規はたいへんむずかしい。こういう社会関係のことについて、労働時間についても、日本人の意識が足りないのじやないかというお話をあつたが、私はそことにその通りだと思う。日本では、労働時間

は必要労働時間で考えられたことはない。必要労働時間が決定されてないで、労働時間は賃金計算の尺度でしかない。そういう所で標準労働時間の議論をしても話にならないと言つていいくらいじやないかと思う。潜在失業の問題は百年河清を待つことになつてしまふ。困難があつても、何とかできるだけ合理的なものを努力して作り出していく。物を作ろうとか機械を動かすといふことは物理的なものであるから割切つてできるけれどもここで取上げられてはいるほとんどすべては経済的、社会的関係だから、人間と人間との間の関係だと思う。だから意欲がなければ、抜け穴ばかりあると思う。そういう意味で、労働基準法が守られていないことを私もよく知つております。だから労働基準法をやらずといふことにいがいで、もう少しほかに道があるのじやないかということを考えます。

○山中委員 その点は同じです。労働基準法の御議論はいいのです。

○北岡委員 同じ趣旨のことが言えるのではなかろうか。実行困難なのは最低賃金の方が実行困難である。家内労働法が不合理であるということではなく、そういう社会関係の人間同士の関係を尊重しようということが根本問題である。尊重しようと思わなければ労働組合運動は存在しない。そういう問題が少くともここでは出てくるのはなかろうかと考えられる。イギリスあたりでも、失業保険制度が完備される前に、不十分ではあるけれども家内労働法が出ていて、ヨーロッパのことだけを唯一のお手本にすることは間違つてゐると思うけれども、多少外国の経験も考え方せてみると、何か打つ手が、ちよど半世紀遅れて今出てきつつあるじやないかという気がする。私としてはその意味で賛成します。

○永井会長

那須さん、この決議案に対する御感想を……。

○那須委員 突然御指名を受けました、私、先刻来いろいろ御説明をお伺いして、山中委員長はじめ委員の皆様方が、この困難な問題をよくもここまでおまとめになつたと敬服しております次第であります。

慾を言うと若干ございます。それは、ここにお示しをいたいた緊急対策の具体化について、もう一步進んで何か検討していただけないものかどうか、ということであります。それは、正攻法としては雇用機会の増大であるということが述べられているし、この雇用問題についてはさらにいろいろと別途に御研究もあるわけですから、あるいわ御省略になつたのかもしれないけれども、ここに書いてある御説明、御意見を伺うと、第一に零細農業のようなものは整理して、ここから相当数の人間を分離していくようにした方がむしろ農業の生産性を高め、そうして米価その他農産物の市価を低からしめ、日本国内の生活費なりあるいは工業生産費なりを低め、海外貿易市場を拡大することになるし、いろいろな意味においてそれが望ましい。これはその通りであると思うのであるが、これが実現するとそこに一つ、相当数の人間が現在の日本農業から放り出されるということになる。それから、今度は大規模の工業についてみても、これはオートメーションの進展に伴つて雇用労働力の増大は容易に望み得ないのではないか。現在の工業自体が量的に発展しても、雇用労働力といふものは現状維持にとどまるのがせいぜいであって、それが非常にふえることはなかなかむずかしいのではないか。そうすると、そこから失業者が出来る可能性はあつても、新しく併行的なものができた場合は現存する工業が失業者を大いに吸収するという見込みは少い。さらに、中小企業の方面についてこれを大いに合理化するということが述べられておりますが、この中でも特に小売商業については委員長もかなり懷疑的でおり

でだと思う。小売商業というものが、むやみに数がふえる。そこに失業者が入り込むといふようなことであつては、ここでいろいろねらつておられることは決して達成されない。むしろ小売商業者の、あるいは工業者も含めてかもしれないが、同業組合的なものを作つてある程度制限する。不必要に数がふえると競争する。一軒五万円しか売上げのない小売商業はほとんど成り立ち得ない。そういうものをやたらにふえないようにするということになると、小売商店で失業者を吸収することは非常にむずかしい。若干それから失業者が出てくるかも知れない。そうすると残っているものは何かといふと、現存しないところの大規模の工業なりいろいろな建設事業、道路を作るとかいろいろあるでしよう。それと中小企業の中の工業的部門、並びにここに海外え労働力をいろいろな形で、短期なり長期なり出すといふことが述べてある。海外へ出すことは一つの行き方でしようが、非常に多量をこれに期待することは無理である。そうすると、大量に失業問題を解決する道としては中小規模の工業、さらに大規模の工業なり、あるいはその他の商業というものを発展させることはかはない。

それを發展させるのに、具体的に現在の政治の行き方に任せておいていいのであるか。また現存する大規模の企業というものは、それと全然質の違うものができるならば文句はないかもしけれなけれども、競争的立場のものが出来ることは非常に嫌う。たとえば先刻来公共事業を大いに進めてほしいといふお話が出ておりまして、私も全然同感なんあります。が、公共事業としてどういう形をとるか。建物の建築であるとか道路の建設とか、あるいは開拓とか、いろいろなものが考えられるが、その際にこれらの事業に従事している現在の企業というものはいろいろなじやまをするだろうと思う。私は、じやまがあつてもこ

話が横へ飛びますか、私、先日、スイス及びアメリカから参りました友人をつれて東京から日光までドライブをした。その道が實に悪い。そうして道路にひびが入つてゐる。ひっくり返つてゐる。自動車で何時間もかかつた。スイスの友人いわく「スイスにおいては、道路を作つてその道路にひびが入るということはない。一旦道を舗装すれば、四十年五年これ直すことはわれわれとしては考えられない」。アメリカの人も、日本の道路の舗装を見て非常に驚いてゐる。質がきわめて悪くて、ちよつと作つてはすぐひっくり返してやり直す。非常に不経済なものだと思う。ああいうものを、もつと本格的にやろうとすれば、資本も労力も相当いる。しかし、そういうようなことを今の企業に任せておいたのでは、なかなかやつてくれない。むしろ手を省く。

これに反して、私の友人の田中長茂君が宮崎県知事であつたときに、農村青年の作業建設隊を使つて道路をやつた。これは當利本位の仕事でないために、非常に入念に道を作つて、道のそばに芝まで植えて泥の崩壊を防ぐとか、私企業では見られないような優秀な道路を作つた。そういう話を私は聞いた。

そういうことをするためには、かなり思いきつた措置をとる必要があるのではないか。今日兵役制度がなくなつて、二十歳前後の青年は歌謡曲でもうたうことに夢中になつてゐるが、ああいうような人を一種の作業隊として国が徵集して、二年くらいの間に、ここに述べてあるような産業上のトレーニングをする。と同時にそういう有用な公共事業に働かせるというくらいの手を打ち、それをどんどん出していけば、これは産業的た教育をすることにもなるし、公共事業といふものがほんとうにりっぱな仕事として進むことになる。そういうことを進めるとすると、必ず大規模の私企業の反撃をこらむると思う。それを押しきつてやつていくだけの誠意と政治力がなければいかぬと思う。

それをやるとして、それによつて一体失業者の何割くらいをそつちに吸収するよう考
えればいいものであるか。あるいは中小企業、あるいは将来は日本の觀光事業の發展に伴
つてサービス業等も相当伸びていいと思うが、そういう方面に一体失業者の何割くらいが
吸収される見込みがあるであろうか。また、その見込みを実現していくためにはどういう
政治的あるいは社会的の用意が必要であるか、どれだけの資本なり何なり必要であるか。
あるいはそのためには教育の施設、現在のやたらに多い大学の内容をこういうふうに変え
ていく必要があるのではないかというような、そういう見通し。たとえば中小工業の問題
については、先刻お話の出た鮎川さんの一派の方々は、現在中小企業方面でわざかであつ
ても持つておるところの余裕金を銀行その他に預ける。そういうものが皆まとめて大企
業に向つていつてしまふ。中小企業の稼いだ金が中小企業自身に還流していな。これを
何とか改めなければいかぬ。——こういうことを言つておられる。そうすると、これは單に
国家が公共事業としてやること以外に、郵便貯金なり銀行預金なりの運用について
も、中小企業がより有利な体制であるような考慮が必要となつてくる。またそういう措置
をとつたときに、今日の大企業がどれだけの不利益をこうむるか、現在の利益を失
うようになるか、等々の問題がすぐ出てくると思う。あるいは今の農村の零細農家が転落
することもやむを得ないという御意見、これをどういうところに持つていくか。都市の小
売商業もこれ以上ひやみにふえることは困る。といつて大工場にもひやみに吸収できない。
公共事業も迅速には膨脹しない。どういうところに持つていくかということを考えたとき
に、持つていく道の一つとしては、やはり農村における中小規模の工業、これを家内工業
にするか、あるいは協同組合を通じての小規模の工業にするか、生産物の種類によつてい
ろいろ形式は違つてくると思うが、そういうことも考えられる。これもつとに故大河内正

敏子爵なんかが言つていたように、機械の部分品の製作を農村の家内工場でやつて、必ずしもその質は悪いものではない。そこに発展の可能性がある。しかもこの点が、そういう先覚者があつてもそれきりになつて、それほど強力に推進されていない。

それから、私は日本の生糸の海外市場に持つてゐる重要性は戦前に比べると非常に低いものになつて、これは将来とも伸びる可能性は乏しいと思う。しかし、それに代つて日本の民芸品のごときものが海外で非常にもてはやされている。これの市場は、やり方いかんによつては今は何十倍何百倍になり得る。日本人の持つてゐる芸術的の長所を生かして農村に各種の美術工芸を起す。このための教育、これに要するところの技術、資金の融通、あるいは販路の開拓——美術工芸品のような、一つ一つが特徴を持つておるものについては、規格が統一された工場製品の販売とはまた違つたやり方をしなくちやならぬ。これについては、私はやはり相当に尽力してしかるべきものだと思う。その手の打ち方はいろいろあると思う。

そういうことをした場合に、農村の農業から出していく労働力のどれくらいを吸收する見込みがあるか。今まで申し上げたようなことについて、もう少し具体的に御検討、御研究がいただけるならば、この緊急対策というものがさらに有力になるのじやないか。この緊急対策も結構ではあるが、具体的にどういう手を打つのかということになるとまだ総論のようであつて、はつきりとした各論がないような感じがする。あるいは、すでに各論に入つているというお考えかもしれないけれども、さらにその各論をもう一步前進させる。これは、はなはだ無理な注文であるかもしれない。今までの委員会において、山中委員長はじめ各委員がここに御到達になるまでには非常な御勉強と御努力がなされて、私はこれ非常に感謝している。このようなことをこの委員会でやるか、あるいは政府の方の委員

会でさらにそういう問題を取上げて、政府の方でみずから検討するか。あるいは政府の方からさらに人口問題研究会に委託して検討を進めていただくか。いずれにしても結構なことであるけれども、もう一步先を知りたい、こういう実は感想を持つたのであります。

議長のおすすめに応じて、はなはだまとまらないことを述べさせていただきました。

○ 永井会長　　山中さん、あなたからそれ以上に及ばなかつた経過でも……。

○ 山中委員　　たとえば、きょうここに稻葉君がいたならば、これは答申案にならぬだろうという批評が出てくるだろうと思います。それに類することを、いま那須先生から御指摘いただいたのであります。それが実を申しますと、私どもの委員会の機構ではそういう到達の仕方も問題であると私どもは初めから思つておりました。私どもとしてはできるだけ問題の所在と、それに対する対策の一步を考え得ればまず認めただけるのじやなかろうか、こう思いました。どこそこへどういうようなことをやれば、どれくらいのことができるとか。たとえば転落農家といふことも、およそ責任ある政策といふことにすれば計画経済化して数量化しなければできない。これは一応われわれの協力の限界外ではないかと思つて、重要なポイントではあるけれども触らずに来たということであります。これは民間だけでは困難だと思います。ですから政府の審議会あたりで通産省とか大蔵省、労働省、そういう方面的基本的データをできるだけ十分に活用していろいろな見込みといふものを立てなければいけないのじやないか。もしそういうようなことが幸いに人口問題審議会の方にかれは私たちとしては非常にありがたいと考えております。

○ 北岡委員　　いきのことに関連して……。
一体建設省で二百万くらい吸収する案はたちどころにできるのです。民間ではインフレだとうとうに言つけれども、インフレにならないよう实行することを考えれば日本の潜

在失業問題は解決する。

○山中委員 その場合は実業界は労働の問題は別に考えてしまふ。ところが、それが使われればぱりつぱな宝ものですから、それが生かされる場所が出てくればそれは生産的だと考えなければいかないと思う。その点はもう少し国民経済全般を見渡せるようなところでのこの問題を十分に把握して、そこで建設省なり全部寄せ集めて考える。それを非常に希望しないと考えている。

○北岡委員 建設省が道路を作るだけですが、住宅でも何でも、日本はその点でやるべきことは多いのです。

○永井会長 那須さんや北岡さんのおつしやることをこんど審議会で、こういう計画があるということを、さつき山中さんの申し上げた通りのことを、労働省、通産省、農林省の関係当局の御意見を伺うことにして、建設省あたりの御意見もよく聞くようになりますが。。。

○北岡委員 私は、建設省が一番大事だと思います。事業が盛んになつてもレーバーは必ずしもふえませんよ、通産省は。。。しかし建設省は直接レーバーがふえるのですから、建設省に相当猶豫期間を、一年か二年与えて、まとめて来いといえば、それは大きなものを持つて来ますよ。

○永井会長 本日はいかがでございましょうか。もう一回聞きましようか。これで御承認を願えましようか、いかがでございましようか。

○北岡委員 私はそういう趣旨ですから、賛成を留保します。

○永井会長 条件づきですか。

○北岡委員 とにかく不満である。

○寺尾委員 私は別に原則的には不満はございませんから、あとのこまかい点を審議していただければいいのではないかと思います。

○永井会長 そのほかのことは審議会に希望を伝えまして、審議会でゆっくりとかつて意見を聞いて、前進した答えを出してもらうように希望しております。

○寺尾委員 私、この案で潜在失業を場合によつては顕在化する。姑息なことをやらないで顕在化してしまつて、それを社会保障その他別途の方法で対処していくだらうという考え方、これは基本的考え方だらうと思うが、私も今はそれが必要な段階に来てゐると思う。いつでも姑息な手段で、現在こうだからといって何かごまかしている。それが累積されてこういうところに来ているのじやないか。やはり弊害の姿といふものをむしろもう少しはつきりさせた方が、皆が真剣に問題と取組めるのじやないか。そういう気がする。果してどう行われるかということは別として、考え方は正しいのじやないかと私は考えております。

○永井会長 委員長もそういうことは御考慮に置いていらつしやつたのですが。

○北岡委員 私は絶対反対です。根本的に反対です。そういうことを言うことは痛快ですが、現在の膨大なものを顕在化してから、それから対策を講ずるということはできるものではない。私はやはり雇用増加をして潜在失業をなくするということから・・・・

○寺尾委員 いや、その雇用を増大する場合に、その前提として現在このまゝにござるしてはいかぬという意味です。はつきりとした姿でとらへて

○北岡委員 猛烈な最低賃金を作れば、一ぺんに五百万くらい潜在失業ができるんですね。

○寺尾委員 それはできるものではありません。ものの考え方として言つたのです。いき那須博士のお話を聞いていて痛感いたしましたことは、この潜在失業の

○西野入委員

問題を根本的に解決するには単に人口問題の解決だけではだめだと思われます。これをほんとうに徹底的にするためにはもう少し大所高所から見た審議会が必要ではないかと思います。一種の、国策を確立する審議会、その中には先ほどお話の大学の問題も出でましょう。青年の訓練も出でましょう。そういう問題になると、もう少し審議の目標と、これに参加する範囲を広める必要があるだろうと思います。単にこれだけで最後の案にすることは、ちよつと再考を要するのじやないかと思われます。那須先生のおつしやつたようなことをもととして、もう一度御審議になつて、かかる後にしてはいかがでございましょうか。

○永井会長 ごもつともですが、人口問題研究会では人口問題の見地からやる人口問題の見地からではなく他の方面からやるいろいろの会がありますから、そこで研究してもらう外ありませんが、せめて厚生省の人口問題審議会、その方で各省の協力を得て、広い見地からやつてもらうようにするより仕方がありますせんですね。それで一つ御納得願うように・・・いま人口問題研究会を拡大して手広くやつても、收拾できないことになるのじやないかと思います。ここは人口問題の見地から取上げていいのじやないかと思いますが、いかがでございましょう。

○西野入委員 国家という立場から見ると、人口問題は人口問題というだけから考えて解決するということは危険なことではないでしょうか。もう少し大きな立場から考えないと

・・・・現に今、北岡さんの御意見も出ておりますから・・・・

○山中委員 ちよつとお尋ねがよくわからないのですが・・・・
○西野入委員 潜在失業といふものを根本的に解決するためには単に失業問題だけを考えておらないで、もつと大きな立場から、日本全体の進路という方面から見ていかなければならぬ。さらにもう少し若えると、経済的問題だけではほんとうに解決できないものが入

つてきている。そうすると、日本というものをよくしていくためにば、ほかの方面の人があ
いろいろ集まつて、もつと根本的に国策審議という立場から検討して、その一部分として
の人口問題といふことを考えて問題を練り直していかなければ、根本的解決にならないの
じやないか。だから大きな立場から、もう少し参加する人の範囲を広めて、練り直したら
どうか。そういうようにも考えられますから、結構でありますけれども、そういうようなな
方面の人も加えて、もう一度全般的に練り直してみると、ことにしたらどうか、こうい
うのであります。

○三原委員　いろいろ御意見ともありますけれども、私は人口問題の立場から
この潜在失業の問題を取上げた場合に、限界点に来ておるのではないか。これから先の問
題になると、今おつしやるようには、もう少し広くとか深くとかいう問題が出てくる。その
ためにもう一度機構を変えるということは、研究会自体の根本問題、組織の問題になるだ
ろうと思います。だから、それは検討の結果ここまで来たのだから、しかし国全体のこと
を考えればこういう点がやる必要があるというような意見を付帯決議なら付帯決議として、
これはこれで一応承認してよいと思います。

○永井会長　それでは、研究会の決議としてはこれで一つ、あなたの御趣旨はよ
くわかつておりますから、御承認を願えませんか。人口問題研究会の決議としてはこれで
御承認願えるでございましようか。

○西野入委員　総合的意味においては結構だと思います。なお、そういつた具体的、こま
かいことについてはさらに歩を進めて慎重にやることになれば構わないと思います。
そういうことになると、ついでですから、小さい問題ですが、八ペークの最低賃金制度
の実施の問題であります。先ほど山中先生からお話をあつて御趣旨はよくわかつております

すが「最低賃金制度を早速実施にうつす」と書いてありますけれども、実施できるものから漸次実施に移すという意味で、「適用し得るものから漸次実施する」というようなことにもお直しになつた方がいいのではないかと思ひます。字句の問題であります。

○山中委員 労働基準法の中でそういうようになつております。現にそういうように認めております。もつと慎重に考えた方がよければもつと慎重に考えた方がよいと思ひます。

○永井会長 二年かかつてこういう結論が出たので、人口問題研究会としては全部です。政府の人口問題審議会に希望を引継ぐことにして、御承認を願いたいと思います。

○那須委員 これで結構だと思いますね。

○永井会長 それでは、人口問題研究会の対策委員の特別委員会の総会と理事会とをあわせて御承認を受けたこととして、御決議があつたものとしてこれを公表いたして御異議はございませんか。

○北岡委員 満場一致ということにしないで下さい。

○永井会長 御承認があつたものといたします。なお、印刷その他で参考資料などを整備して、でき次第皆さんの方にお届けいたします。

常任理事互選の件

○永井会長 最後に、理事会の方にお諮りをしたいと思ひます。寄付行為では厚生省の企画室長が理事になつております。理事にはなつていいだいたいのであります。然寄付行為においてなつていただいたのであります。常任理事は理事会の御賛成を得ることになつております。従来も官房総務課長、企画室長といふような人口問題研究会を監督する機関の責任者が常任理事に来ておりますが、黒木君が現在企画室の室長でござります。この人を常任理事に互選していただきたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○永井会長 御承認を得たことにいたします。
今日はありがとうございます。
午後零時五十二分散会

潜在失業対策に関する決議(案)

昭和三〇一二一〇

まえがき

かつて、われわれは、わが国の人団問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした(本会中間報告「今後の人口と就業」昭和二十八年十二月参照)。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つた見通しは、その後現実の事実として現われて来た。いたむしろ、現実の事態はわれわれが予想したところよりも一層深刻なものがある。

この一両年、豊作その他の経済条件の好転によつて、わが国の経済は、全体として、かなり拡大したことが認められるけれども、その内部の不均衡は一向に改善の兆しがない。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百萬以上も増加しており、労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは、女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は、どうみても、合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上廻る増加就業者の過半数は、生産性も低く、所得もまたきわめて低い。いわゆる潜在失業的就業者の増加として行われているものと推定される。こうして、人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ、減つているとは考へがたい。このような状態に対する、基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返す必要はないであろう(本会「人口収容力に関する決議」昭和三十年一月)。われわれ

これは今それを潜在失業対策として更に具体化し、緊急にこれが対策措置を講ずべき段階に達したと考える。潜在失業対策は、差しせまつた当面緊急の対策として一日も早く着手されねばならないものであるが、それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいうまでもない。

潜在失業とは、表面から見れば就業であるが、正常な就業とみることのできない就業であり、わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて、わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが、著しく低い生産性とはなはだしく劣悪な所得水準の下に、しかも常時多量に存在し、かつ不斷に再生産されつある現象である。その就業としての実態は、不完全就業といふよりはむしろ失業の一形態と考えらるべき「就業」であり、失業対策が当然に取りあけなければならないところの状態、すなわち潜在失業と呼ばるべき現象なのである。

わが国では、不況期にあつてさえ、完全な失業者として顕在化される者はきわめてすくない。いわんや人口増加の圧迫から強化される雇用の相対的不足はほとんど失業としてあらわれることなく、失業は、恰も武藏野の逃げ水の如く、潜在失業として吸収されているのである。このように潜在化し、かくされている失業も今までには当りまえのこととして見過ごされて、否、見過ごすことがむしろ便利だとして政策から「政治的」にさわられずにきたものであるが、最近の諸情勢は、後のべるようにもはやこれをそのままにしておけないような限界点に到達した。

今日のわが国ははげしい歴史的転換期にある。国民経済は一段と産業の構造を高度化し、これによつてその生産力を画期的に上昇させなければ今後の国際競争のうちに生きながらえてゆくことができない。それに応じて国民生活もまたいままでのような非合理的で非能

率的な生活態度を脱却して、もつと近代化された高度高能率の合理的な生活水準に移行しなければならない。そのためには、長期経済計画の上に立脚した人口の量および質の適正化が必要であることはいうまでもない。

しかし、今日のわが国の雇用問題の本体は単に労働力人口が異常に激増してくるという事実の中にのみあるのではない。それはむしろわが国経済が膨大な低位産業部門をかかえていて、これら生産性の低い家族経営的な産業部門に国民の過半を生存させてきたという事実の中にある。生産年齢人口の激増もともとこのような産業構造の中で温存されてきた大人口を母胎としてこそ現われてきたものである。したがつて、われわれが取り組まねばならぬ潜在失業問題の本質は、単に失業者がたやすく潜在化されるという個人的な事実によりも、むしろひろく潜在失業現象を可能にしている社会の場それ自体の中にあらる。しかもそのような場は生産年齢人口の圧力のために一そう拡大され、これまで以上にその就業人口を大量に潜在失業化しようとしているのである。

戦後十年、すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することはなくしては、もはや今後の発展を期待することは不可能であろう。否、潜在失業は大きな社会不安の温床とさえなってきた。われわれは、この深刻化すればするほど自ら社会に訴える声を弱くする潜在失業を進んで人口対策の焦点に取りあげねはならない時期に到達していると考える。

第一部 潜在失業の現状分析

一 農業は戦前よりも進んだ技術水準において戦前以上に多くの労働力を就業させている。農業経営の多角化も若干進歩しているが、耕地面積は明らかに戦前よりも縮少している。

終戦直後における農業の超過剩就業状態はすでにほぼ清算された。そして最近は緩慢ながら零細兼業農家の農業離脱過程も進行しているが、しかしそれは、過剰な農家戸数の合理的な再編収縮運動というよりも、むしろ全農家を襲いつつある兼業化過程の末端に現われたその余波にすぎない。そして過小農的生産体制下の六百万の農家と三千万の農家人口の不動の存在それ自体が、わが国経済の特異体质の、いゝかえれば潜在失業的就業をたやすく発生させる生産様式と労働形態の最大最強の基盤であるという事実には依然としてかわりがない。

二、農業部門は依然としてほう大な潜在失業をかゝえこんでいるけれども、昭和五、六年頃のようすに都市の失業までも吸収してしまふような潜在失業の貯蔵所としての役割りをこれにおしつけることは、単にわが国人口構造の変化の上からみただけでも不可能事となつた。それだけ潜在失業の問題は都市の産業部門において一そくその深刻さを増しつつある。零細な商業やサービス業部門での就業者数の激増や日雇労働者の増加と定着化傾向などは、この事と最もはつきりと実証する事実である。そして、このよくな都市人口における潜在失業層の拡大は、潜在失業問題を、国民経済的にも、また社会的にも、いよいよ緊急なものにしている。いかえれば、基幹産業部門における近代的合理化と過剰人口の潜在失業化傾向とを別々の産業や都市と農村とにふりわけて始末しようとした今までのようなゆき方は、右の点だけからも、もはや不可能になつてきた。

三、潜在失業状況の悪化は低位就業者の累年増加の傾向の中にもつとも明白に観取される。たとえば、労働力調査の結果によつて、全就業者を就業時間別に分けてみると、週三五乃至四八時間といふ最も正常な形の就業者は年毎に減つていて、逆に週二〇時間未満あ

四

るいは週六〇時間以上といふような短時間就業者と長時間就業者は年々いちじるしく増大している。しかも、このような傾向は、最近就業者を余計にかゝえこんだ部門、即ち産業別には非農林部門で、またその中でも業態別にわけると自営業部面において著しい。四年平均一二〇—一三〇万にものぼる最近の増加就業者の過半は主として非農林部門における零細自営業や低賃金の零細企業部門に吸収されている。産業別には商業およびサービス業への就業が自立つて大きい。この種の就業形態こそ潜在失業の宿り易い典型的地盤であることはいうまでもない。もちろん、製造工業部門でも就業者は相当に増加しているが、その就業先を経営規模別にみると、その大部分は中小工業や更に零細な家庭工場などでの増加である。

五

新規学校卒業者の就業状況をみても、その大部分は中小企業と家業へ吸収されており、中学校卒業者においては小工場の工員となるものが目立つている。日雇労働者も増加の傾向にある。かつ日雇労働者は、戦前は主として農村零細農層から横すべり移動であつたのに對して、今日ではおもに都市の諸産業からの落層人口によつて補給されていいる上に、一時のブルではなく、恒久的な働き場に変化し、停滞化した就業者群を作り出しつつある。

六

家内工業もまた、旧態依然たる非人道的といつてよいような労働条件の下で多数かつ公然と存在している。たとえば、山梨県の郡内地方ににおける零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は六時ないし七時から夜は八時、九時までの十四時間労働を普通のこととし、場合によつてはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月三、四千円程度で、それも年はらい、前はらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の小供もこれら被傭者と同じよう

に働くかされているわけで、家族従業者のそのような労働形態が住み込みの被傭人にも同じような過重労働を強制しているわけである。

八

各産業における賃金格差は極めて著しく、その上ほとんど改善のきさしもみられない。従業員が三〇人未満の小工場の工員賃金は、従業員一〇〇人以上の大工場のそれにくらべると半分ちかくに低いものであるが、更に従業員一〇人未満の零細工場になると半分以下にも下つてくる。近年好況の余波は次第に中小企業の方にまで浸透しはじめたといわれてはいるが、経営規模別の賃金格差は逆に最近むしろ拡大傾向を示している。

九

低所得就業者数は今日すでに膨大な数に達している。その計量は技術的にいろいろの問題点を含んではいるが、総計約四千万人の全就業者中、六百万乃至七百万、即ち裕に一割五分をこえる部分の者は、現在国から扶助を受けている被保護世帯の生活程度とあまり違ひのない生活を余儀なくされるような労働所得しか与えられていないものと推計される。

十

この低所得就業者層は、今後十数年の間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実施されないかぎり、更に肥大するとも収縮する公算はきわめて少い。

以

以上、現状分析の結果を更に要約すれば次のとおりである。

一、潜在失業層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近は都市においてもまた急速度に肥

大しつつある。

二、国民経済の成長に対応して潜在的失業層もまた肥大しつつあり、少くとも現象的事

実として両者は明らかに相互背反的運動形態をとつてゐる。

三、潜在失業層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」で示されたとおり、貧

困と疾病との相互的拡大その他の悪循環的運動を余儀なくされている。

第二部 対策の緊急性

一、国民経済構造上の欠陥が人口問題として痼疾化しているので、対策がむづかしいことはいうまでもないが、対策の緊急性についてもとかく忘れられがちである。しかし今日その対策を確立しなければ国民経済の今後における正常な前進は不可能であるし放置すれば潜在失業問題をいよいよ深刻化し、累積される社会不安が爆発する危険も大きい。

国民経済的採算の上からみて差し当つての障害を列記してみても次のような諸事実を指摘することができるのである。

- (1) 非生産的な零細農家が農業を離脱することもできずに多数滯留していることが米の生産費を不當に高いものにし、ひいては商品価格の国際競争力を弱くしている。しかも現在の多分に保護政策的な米価ではかつても米生産農家の約二割ないし二割五分はその生産費をつぐなつていないのである。その上、このような非生産的な零細經營が都市の失業者の吸収体として果してきた社会的機能は今日では著しく小さいものになつた。
- (2) 低所得就業の増加は単に要保護世帯を増加させているばかりでなく、疾病的增加を通じて社会保険制度の危機をさえひき起している。現行の生活保護法による被保護世帯が保護をうけるようになつたのは疾病を原因としているものが特に多いばかりでなく、一般人口のはあいにおいても所得階層と疾病率とは極めて密接な相關関係を示している。
- (3) 現行の失業事業は、事業として全く生産性に乏しく、しかもその費用は今後ますます増大過程をとること必至である。

(4)

底のない低賃金は本来非労働力であるべき者をも労働市場へ駆り立て、労働市場の圧迫をますます強化しているのみならず、更に家事労働力の不足が正常労働力の労働能率を引き下げるという悪循環を惹き起し始める危険はきわめて濃い。

(5)

極端な賃金格差で隔離された無組織労働者層の存在は、成立しつつある労働組合運動への脅威を意味すると同時に、労働組合が生産性向上運動に全面的に協力しえない理由もまたここにある。

(6)

他方、極端な賃金格差があると、近代的産業部門でどのよりに合理的に労働力を収縮しうる場合があるとしても、それに対しても大きな社会的抵抗がうまれ、かえつて臨時工制度の乱用や、水まき雇用の状況を余儀なくさせていく。

(7)

今後中小企業の輸出産業化が要望されるに当つて、ソーシャル・ダンピングのそしりをうけることが市場の拡張に大きい障害要因となつてくることは疑いない。

(8) 既に述べたように、生産力の高度化は高い資本需要をもつのに対し、限られた資本蓄積力から生産年齢人口層の雇用増加という面に応ずる資本量は相対的に低い供給量とならざるを得ないから、色々な形と産業部門とで中小企業雇用を増さざるを得ないし、この数年の傾向はその進行および今後の進行見込みを実証しつつある。中小企業特に中小商業の就業増加は、その底辺における潜在的失業群の拡大再生産を物語つている。

かりに国民経済的利害得失を考慮の外においても、潜在的失業層の累増が深刻化しつつある社会悪や社会不安は、放置することができない事実である。それは現在の経済体制そのものへの不信をいよいよ強化するわけであるから、早急に緊急対策を講ずることが必要である。

今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌當時ときわめて似たところがある。昭和に推進された産業合理化政策は国民經濟の高度化に大きな寄与をしたものであつたしわよせは農村や中小企業に押しつけられた。そして民主主義的改善の希望をな農民や都市の小市民大衆の窮乏化が軍国主義的独裁の抬頭を生む社会的温床となつものであることはいうまでもない。現状もまた當時と似たところが多く、人口の圧迫はむしろ當時以上に大きい。

第三部 緊急対策

一、潜在失業対策は全体としての人口対策を前提としていることはいうまでもない。切離され、孤立した潜在失業の対策は無意味である。したがつていま潜在失業対策を考えるに当つては、まづ、われわれがさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。われわれはさきに雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成と失業対策・社会保障の拡充完備という両面的・総合的な対策の必要を求めたのであるが、このような全面的対策を前提としてのみ、潜在失業への対策はとりあげられねばならない。くりかえしていえば、潜在失業問題の解決は、今日のわが国の場合、全国民經濟の徹底的再編成をまつことなしでは期待しがたいのである。しかし、一举にすべてを望むことはかえつて何もしないのと同じようにならう。そこで、今日の基幹産業部門における資本の高度化、生産性向上の努力に対応し、むしろそのような資本の高度化による雇用拡大効果もにわかに期待しがたいような限界点にいる国民大衆の生活問題の立場から、国民經濟の再編という共通の問題に接近してゆくという態度を確立することが肝要である。そして少くとも國民經濟の前進がかえつて潜在失業層を肥大させ、潜在失業問題を深刻化

させてゆくような悪循環的運動を停止させるに足る強力な措置がとられねばならない。いいかえれば、国民経済の拡大努力がその均衡を犠牲にして独走するようなことのないような保障方策を早急に樹立する必要がある。このような立場において、潜在失業を目指とする急対策を作り出さねばならない。

(1) そのためには次のような一連の諸対策が指摘されるが、それらはすべて潜在失業に対する緊急対策という共通の趣旨と熱意を以つて行われることが必要である。

(1) まず第一に悪循環を立ち切るための戦略的要点として、現に潜在失業を地盤にして成立している就業部分に直接その失業的性格をなくすための対策をとるべきであり、その道として過去半世紀西欧社会でとりあけられてきた古典的手段を取りあげるべきである。すなわち、労働基準法中に既に最低賃金制度が制度として定められていることを再確認し、その「最低賃金制度」を早速実施にうつすとともに、これと並んで同じく最低賃金制度を中心とする「家内労働法」を制定することが必要である。その最低賃金水準は少くとも個人として独立にその労働力の再生産を保障するに足るものであることが必要である。また両制度の実施に当つては、差し当つては、対策効果の最も著しい産業および地域をえらんで実施されることが妥当であるが、その際特にこの制度の原則的意義を社会的通念として浸透させる努力を不斷にあわせ行うことが必要である。

(2) 右の対策趣旨を援護し、かつ最低賃金水準を次第に増加させてゆくための一一番大事な国民経済的保障として農業生産の近代化政策を強力に推進すること。この場合、民経済的採算に合はないような従来の保護政策を再検討し、農業離脱過程に対してもこれを農家として保全するよりもむしろ別途の救済方策を講ずるよ

(3) を合理的に二元化することが必要である。

以上の諸対策と並行し、とくに右諸対策によつて逆に顕在失業化されるである部労働力に対するさし当つての手当として(1)生産的な公共事業の拡大によつて余効力の生産化を図るとともに(2)社会保証制度を潜在失業に対する闘争の一環としてあげ、その趣旨にそつてこれを拡大強化し、零細事業の労働者のみならず、業主ふくめ、全従業者にその効果の及ぶような道を開くこと。(3)公共事業の拡大に当つては今日の非生産的な失業対策事業はできるだけ之に吸収してゆくことが望ましいが、その場合は労働力の地域的需給関係や所要労働者の質の問題の調整に十分考慮する必要がある。(4)また社会保障制度の拡充については現行生活保護法を最低賃金制度の内容と見合うように運営してゆくことが必要であるし、その他の諸制度については特に潜在失業対策効果の大きいものについて重点的に考慮することが必要である。

(4) 今後潜在失業の最もせよせされてくる公算の大きい零細商業部門については、比較的の自由競争と職業移動のはけしいところであるから、直接の制限方策をとるよりも全産業の最低所得水準の上昇策を推進する方が本筋だけれども、政策として許す限りも自主的な調整組織が成長する道を開き、場合によつてはこれを組織することが望ましい。

(5) 中小工業については、賃金、租税、技術等、企業自体によるその体质改善の実践を促進する方策をとると共に、可能な限り組織化の道を制度化して保証し、同時に、大企業との間の分野協定、標準取引条件の確立等の措置を講じ、これによつて、中小企業を合理化し、合理化による生産力の増大、中小企業への合理化成果の還流の道を作り、中小企業の収益ならびに労働条件の適正化をはかるべきである。

(6)

(7)

(1)

(2)

(3)

産業の生産性の向上に必要な個人的適応力を増進するとともに、労働力の適正な産業配分を考慮した産業教育の整備を図ること。そのため労働市場の圧迫緩和に大きな効果を果して戦後の教育制度についても更にその産業教育化を徹底するとともに成人に対する産業的再教育制度についても考慮することが必要である。

国外雇用の道を開拓することが不可能でないことも忘れてはならぬ。一般に労働力の不足が伝えられる地域、あるいは、指導的熟練労働の不足が伝えられる地域が少くないことに省み、このような要求に適する労働力を期限つきで供給し得る公的組織を作り、少しでも合理的な雇用の場をふやすことに努めるべきである。

長期国民経済計画に対する要望

(1) 正攻法は雇用の正常な増加を第一とする。したがつて雇用問題を計画の中心的主題として取り上けること。ただし、この場合、わが国の雇用問題は常軌の経済拡大政策だけでは解決しえない事情にあることを自覚し、潜在失業問題の解決をめざす形のものとしてこれを取り上げる必要のあること。

(2) 産業政策の重点が輸出貿易振興策にかたより過ぎる傾きが多いから、国土及び国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点をおくとともに中小商工業についてその体質ならびに環境にわたりその改善対策を長期的に確立すること。

(3) 人口問題の解決を最終目標として人口構造の変動に即応して段階的な長期対策を立案すること。その第一段階として少くとも今後十年の労働市場の圧迫の異常に強化する時期を画し、それに対する第一着手として以上の緊急対策を強力に行うこと。

